

遺族年金受給者の就業実態

研究分担者 大津 唯 (埼玉大学大学院人文社会科学研究所准教授)
研究協力者 百瀬 優 (流通経済大学経済学部准教授)

1. はじめに

遺族年金は公的年金の主要な給付の一つであり、家計の担い手が死亡した場合にその遺族の生活を保障するうえで重要な役割を果たしている。その規模はかなり大きく、遺族年金の受給者数は2017年度末時点で649.5万人、給付総額は6兆9228億円である¹。

しかし、遺族年金は男性が家計の主な担い手となって妻子を扶養する「男性稼ぎ主型モデル」の考え方を内包した制度設計となっていることから、女性の就労の一般化や夫婦共働き世帯の増加といった社会の変化に合わせた制度の見直しが求められるようになっている²。

そのような状況のもと、遺族年金に関する研究の蓄積も進んでいるが、そのほとんどは法学における判例研究や、諸外国の制度に関する調査研究であり、統計データに基づく本格的な実証研究は行われていない³。

そこで本研究では、遺族年金制度の見直しに関する議論に資するべく、厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2010、15年)の個票データを用い、遺族年金受給者(60歳未満の女性遺族配偶者)の就業実態に関する分析を行った。

本研究の結果および含意を要約すると、次のようになる。遺族年金受給者の就業率は50歳代前半までは女性全体の就業率よりも高い水準で推移するが、50歳代後半になると急速に低下して女性全体の就業率と同程度の水準となる。50歳代後半の大幅な低下は、50歳以降に遺族年金受給者となった人、とりわけ死別時に非就業であった人の就業率が低いことに起因する。一方、若い遺族年金受給者の就業率が高いのは、非就業であった人の新規就業率が高いからである。これはもともと専業主婦であった人が期せずして就業復帰することを意味し、とりわけ子育て中の場合は無理をして就業復帰している人がいる可能性がある。また、非正規雇用率が高く就労収入は低いことに留意する必要がある。遺族年金の見直しは、こうした実態を十分に踏まえながら慎重に検討していく必要がある。

本稿の構成は次の通りである。まず次節において、遺族年金の仕組みとその動向などの制度的背景について概観する。続く第3節では本研究の分析枠組みについて説明、第4節では分析結果の確認をそれぞれ行う。第

¹ 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」(2017年度)。受給者数は、厚生年金保険(第1号)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の数値である。

² 厚生労働省(2015)、p.23。なお、こうした社会の変化に合わせて遺族年金制度をどのように見直していくべきかというのは、先進国共通の課題である〔OECD(2018)〕。

³ 遺族年金に関わる判例研究の蓄積については、堀(2017)、菊池(2018)、笠木他(2018)などの教科書を参照されたい。また、諸外国の遺族年金制度に関する近年の主な調査研究としては、百瀬他(2017)が挙げられる。

5 節は分析結果の考察、第 6 節は本稿のまとめである。

2. 制度的背景

(1) 遺族年金の制度概要

①遺族基礎年金

公的年金制度の 1 階部分に当たり、全国民を対象とする国民年金には、遺族に対する給付として遺族基礎年金がある⁴。遺族基礎年金は、被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間⁵が 25 年以上の人が死亡した場合に、その遺族に対して支給される⁶。対象となる遺族は、死亡した人によって生計を維持していた①子のある配偶者、または②子である。

ここで「子」は、18 歳到達年度の末日(3 月 31 日)を経過していない子、または 20 歳未満で障害等級 1 級または 2 級の子を指す。本稿で「子」という場合、特に断りのない限りはこの定義で用いる。

また、死亡した人によって「生計を維持していた」(生計維持関係がある)と認められるのは、生計を同一にしており、かつ収入が基準額を下回っている場合である。現在、この基準は年額 850 万円に設定されており、前年の収入がこれを下回る場合(または前年の所得が 655.5 万未満である場合)、生計維持関係があると認められる⁷。定年退職等の事情により近い将来(おおむね 5 年以内)に収入が年額 850 万円未満(または所得が年額 655.5 万円未満)となることが見込まれる場合にも、生計維持関係があると認められる。

給付額は「780,100 円+子の加算」と定められている(金額は 2019 年度の年額、以下同じ)。「子の加算」は、第 1 子・第 2 子については各 224,500 円、第 3 子以降については各 74,800 円である⁸。なお、2019 年 10 月からは前年の所得が 462.1 万円以下の場合に月額 5,000 円(金額は物価スライドにより毎年改定)の遺族年金生活者支援給付金が支給される。

②遺族厚生年金

公的年金制度の 2 階部分に当たり、被用者を対象とする厚生年金には、遺族に対する給付として遺族厚生年金がある。遺族厚生年金は、被保険者、老齢厚生年金の受給資格期間が 25 年以上の人、または 1 級・2 級の障害厚生年金の受給権者が死亡した場合に、その遺族に対して支給される⁹。対象となる遺族は、死亡した人によって生計を維持していた①妻、②子または孫¹⁰、③被保険者等の死亡時に 55 歳以上の夫、父母または祖父母

⁴ 国民年金における遺族への給付には、遺族基礎年金のほか、第 1 号被保険者独自の給付として寡婦年金および死亡一時金がある。寡婦年金は、死亡した第 1 号被保険者によって生計を維持していた妻に対して、60 歳から 65 歳になるまでの間支給されるものである。死亡一時金は、第 1 号被保険者が死亡したときにその遺族に支給される一時金である。

⁵ 保険料を納付した期間(免除された期間を含む)。

⁶ ただし、保険料を納付した期間(免除された期間を含む)が加入期間の 3 分の 2 以上であること、または死亡日の前々月までの 1 年間に保険料の滞納が無いことが支給の要件となる(保険料納付要件)。

⁷ 受給権発生日が 1994 年 11 月 8 日以前の場合、基準となる収入額は年額 600 万円である。また、一時的な収入・所得は除く。

⁸ 子が遺族基礎年金を受給する場合の加算は第 2 子以降についてのみ行われる。

⁹ 被保険者期間中に初診日のある傷病により初診日から 5 年以内に死亡した場合にも遺族厚生年金が支給される。ただし、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしている必要がある。

¹⁰ ここで「孫」は、18 歳到達年度の末日(3 月 31 日)を経過していない孫、または 20 歳未満で障害等級 1 級または 2 級の孫を指す。

(支給開始は 60 歳から¹¹⁾)である。30 歳未満の子のない妻は、5 年間の有期支給となる。

給付額は、老齢厚生年金相当額の 4 分の 3 である。ただし、加入期間が 25 年未満の場合には 25 年加入したのと同額が支給される(被保険者または 1 級・2 級の障害厚生年金の受給権者の死亡により受給権が発生した場合のみ)。また、夫の死亡時に 40 歳以上であった子のない妻は、65 歳になるまでの間、中高齢寡婦加算(遺族基礎年金の 4 分の 3 の額)を受けられる¹²⁾。

(2) 制度改正の動向と議論

①制度改正の動向

現行の 2 階建ての仕組みは、1985 年の年金制度改正における基礎年金の導入によって成立したものである。その際、旧国民年金法における母子年金・準母子年金・遺児年金を統合して成立した遺族基礎年金は、支給対象が①子のある妻、または②子に限定された。一方、養育する子のない遺族厚生年金受給者は、定額部分の給付が支給されなくなった代わりに、夫の死亡時に 35 歳以上であれば 40 歳から 65 歳になるまでの間、中高齢寡婦加算が支給されることとなった。

2004 年の年金制度改正では、若齢期の妻に対する遺族厚生年金が見直され、夫の死亡時に 30 歳未満で子のない妻は 5 年間の有期給付となった他、中高齢寡婦加算の対象となる夫死亡時の年齢が 35 歳以上から 40 歳以上に引き上げられた。

2012 年 8 月に成立した年金機能強化法では、遺族基礎年金の支給対象が「①子のある妻、または②子」から、「①子のある配偶者または②子」に改められ、父子家庭にも遺族基礎年金が支給されることとなった(施行は 2014 年 4 月)¹³⁾。これにより、遺族基礎年金の支給要件における男女差が解消された。

②制度改正を巡る議論

以上のように、遺族年金は少しずつ制度改正が行われてきたところである。しかし、女性の就労が一般化し、夫婦共働き世帯が増加する中で、こうした社会環境の変化に合わせた制度のさらなる見直しが議論されている。具体的な論点は次の 2 点に集約される¹⁴⁾。

第一の論点は、老齢厚生年金の支給要件における男女差についてである。前述した通り、2012 年の法改正により遺族基礎年金の支給要件における男女差は解消されたものの、依然として老齢厚生年金の男女差は残されたままである¹⁵⁾。すなわち、配偶者に対する老齢厚生年金の支給要件において、男性のみに 55 歳以上という年

¹¹ ただし、夫は 60 歳になる前であっても遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も合わせて受給できる。

¹² 遺族厚生年金の受給権者が自身の老齢厚生年金の受給権を持つ場合は、まず本人の老齢厚生年金が全額支給され、その上で以下の①と②のうち高い方の金額がこれを上回る場合、差額が遺族厚生年金として支給される。

①遺族厚生年金

②遺族厚生年金 × (2 / 3) + 老齢厚生年金 × (1 / 2)

¹³ このとき国民年金の第 3 号被保険者が死亡した場合の遺族年金の給付の見直しも検討されたが、最終的に撤回された〔駒村 (2016)〕。

¹⁴ 遺族年金の見直しについては、ここで挙げる老齢厚生年金の支給要件における男女差、生計維持要件の在り方に加え、遺族基礎年金が非課税であることの見直しや〔下野・竹内 (2011)、下野 (2017)〕、高齢者の遺族年金受給者と若齢の遺族年金受給者を切り離した議論も重要である〔坂口 (2002)〕。

¹⁵ 遺族厚生年金の支給要件における男女差については、笠木・嵩他 (2018、pp.139-141) における議論も参照されたい。

年齢要件が課されている。ただし、妻の死亡時に 55 歳未満であった男性であっても、子がいる場合には子に遺族厚生年金が支給される。従って、実質的に男女差が生じるのは、子がいない配偶者に対する遺族厚生年金ということになる¹⁶。

とはいえ、これは男性の支給要件を女性に合わせれば良いという単純な問題ではなく、そもそも子のいない若齢の遺族配偶者に対して遺族年金を支給する必要はあるのか、という問題を内包している。もちろん、雇用機会や雇用条件の面で長らく女性が不利な立場に置かれてきたことを踏まえれば、遺族厚生年金を子のいない若齢の妻に支給してきたことは当然の措置であったと考えられる。しかし、女性の就労が進む中で、子のいない若齢の妻に対する遺族年金の支給を見直し、生活の建て直しに必要な期間に支給を限定すべきではないかという考え方も強まりつつある。実際、2004 年改正では 30 歳未満で子のいない妻に対する遺族厚生年金が 5 年の有期給付となった。さらにその後も有期給付の対象となる年齢を拡大すべきではないかという議論がなされている¹⁷。

第二の論点は、生計維持関係があると認められる要件(生計維持要件)についてである。年収 850 万円未満という要件は、『社会通念上著しく高額収入を有している者以外は(中略)遺族年金の支給対象とする』[厚生労働省(2001)、p.73]という考え方にに基づき、厚生年金の標準報酬月額の上位約 10%の年収を目安として設定されたものである[厚生労働省(2014)、p.5]。そのため、遺族年金が遺族に対する生活保障であるという観点に立つと、あるいは男性に対する遺族年金の支給が拡大の方向にあることを考えると、この金額は高すぎるのではないかとの議論がある¹⁸。

ただし、生計維持要件を満たすか否かは死亡時の状況で判断されるので、基準額を上回る収入があったために受給権が発生しなかった遺族が、その後に収入が基準額を下回ったとしても、遺族年金を受け取れるようにはならない。そのため、現行の収入要件は比較的緩やかに設定されている¹⁹。これに対して、死亡時の状況で判断する現行の生計維持要件自体を見直すべきとの意見がある²⁰。百瀬(2017)は、就労意欲に対する影響も勘案した上で『遺族年金受給者の所得に応じて緩やかに年金額を減額する仕組み』[百瀬(2017)、p.45]の導入を提案している。

以上のように、遺族年金は社会の変化に合わせた制度の見直しが求められるようになってきている。しかし、その議論に必要な統計データに基づく分析は、厚生労働省による「遺族年金受給者実態調査」の集計結果と、その個

¹⁶ 百瀬(2017)、p.42。

¹⁷ 厚生労働省(2015)では、『制度上の男女差はなくし、若い時代に養育する子がいない家庭については、遺族給付を有期化もしくは廃止するというのが、共働きが一般化することを前提とした将来的な制度の有り様である』[厚生労働省(2015)、p.23]との考え方が示されている。ただし、『一方で、配偶者の年金から発生する受給権が仮になくなることになると、現実に今、配偶者が亡くなって、それによって生計を立てている方が、たちまち困窮に陥ることになる。実態を踏まえて現実にどう改革を展開していくかというのは、十分に考慮する必要がある。』(同)と、性急な制度改正に対する慎重な考えも併記されている。

菊池(2016)、百瀬(2017)も有期給付の対象となる年齢の拡大を検討すべきであると論じている。百瀬(2017)は、『子のいない遺族配偶者については、男性の年齢要件を廃したうえで、男女ともに有期給付の対象とする方向で、男女差を解消していく』[百瀬(2017)、p.43]ことを提案している。また、現在 5 年となっている有期給付の期間や中高齢寡婦加算、寡婦年金の在り方も併せて検討される必要がある。

¹⁸ 堀(2017)、菊池(2016)、江口(2016)など。

¹⁹ 厚生労働省(2014)、p.5。

²⁰ 江口(2016)、百瀬(2017)など。

票を二次利用して集計した百瀬他(2017、pp.178-193)に限られており、本格的な実証研究は行われていない。

そこで本研究では、厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2010、15年)の個票データを用い、遺族年金受給者の就業実態に関する分析を行った。

3. 分析の枠組み

(1) データ

本研究の分析に用いるデータは、厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2010、15年)の個票データである。同調査は、国民年金および厚生年金の遺族年金受給者について、収入、支出、就業状況等の実態を総合的に把握することを目的として、5年毎に実施されている標本調査である²¹。なお、死亡者との続柄が子または孫である受給者は、調査対象から除外されている。また、遺族共済年金のみの受給者が調査対象に含まれていないことにも留意する必要がある²²。

分析対象は、遺族年金を受給している60歳未満の女性遺族配偶者である。60歳以上の遺族年金受給者を分析対象から除外しているのは、分析の焦点が就業状況にあるためである。また、男性は「遺族年金受給者実態調査」の調査対象にほとんど含まれていないため、分析対象から除外している。また、このように分析対象を限定することで、死亡者との続柄が「妻」以外の遺族年金受給者は分析対象から除外される²³。

2 推定モデル

本研究では、まず「遺族年金受給者実態調査」の基礎集計を行ったうえで、就業の有無に関するロジットモデル分析を行った。

$$\text{logit}[p_i] = \ln\left(\frac{p_i}{1-p_i}\right) = \alpha + \beta_1 x_{1i} + \beta_2 x_{2i} + \dots + \beta_k x_{ki}$$

被説明変数の就業の有無は、調査時点で就業している場合に1、そうでない場合に0をとるダミー変数である。

主要な説明変数は、年齢とその二乗項、有子ダミー、受給権発生時の年齢、受給権発生時の就業の有無(就業していた場合に1、そうでない場合に0をとるダミー変数)である。これらを主要な説明変数としたのは、次節の基礎集計を踏まえての判断であるが、ここで簡単に仮説を提示すると次のようになる。

- ・年齢:年齢が上がるにつれて加速度的に就業する確率が低下する。
- ・有子ダミー:一般に、子の存在は女性の就労を抑制するが、遺族年金受給者の場合はむしろ逆転する可能性

²¹ 2010年調査は、2010年12月1日時点の遺族年金受給者(約440万人)の中から無作為抽出された約2万2千人(有効回答数13,353件、回答率60.6%)を調査客体としている。また2015年調査は、2015年12月1日時点の遺族年金受給者(約504万人)の中から無作為抽出された約2万3千人(有効回答数15,295件、回答率64.9%)を調査客体としている。

²² 共済年金は2015年10月に厚生年金に統合されたが、それ以前に受給権が発生した場合は引き続き遺族共済年金を受給する。

²³ 死亡者との続柄が「夫」の場合は分析対象を女性に限定することで、「親」および「祖父母」は支給開始が60歳以降であるため、分析対象を60歳未満に限定することで、それぞれ自動的に分析対象から除外される。また、死亡者との続柄が「子」または「孫」の場合は、もともと「遺族年金受給者実態調査」の調査対象に含まれていない。なお、分析対象を60歳未満に限定することで、寡婦年金の受給者も分析対象から除外される。

がある。

・受給権発生時の年齢:年齢が高いほど離職期間が長くなって就業復帰が難しくなったり、退職年齢までの期間がわずかであることを考えて復職する必要がないと判断したりする可能性が高くなる。

・受給権発生時の就業の有無:遺族年金を受給しながら就業するかどうかは、そもそも夫を亡くす前からもともと就業していたかどうかに影響される。

その他の説明変数は遺族年金受給額²⁴、親同居ダミー、持ち家ダミーである。遺族年金受給額が高いほど就業する確率は低くなること、同居の親がいるほど就業する確率は高くなること、持ち家があると家賃を払わなくて済むため就業する確率が低くなることが予想される。

なお、分析は調査年毎に別々に行った。使用する変数が欠損しているケースを除外して、最終的なサンプルサイズは、2010年調査が6,568(欠損による除外前の97.5%)、2015年調査が3,653(同97.9%)であった²⁵。

4. 分析結果

(1) 基礎集計

①遺族年金受給者の内訳

表 1:男女別、死亡者との続柄別、年齢階級別の遺族年金受給者数

表1は、遺族年金受給者数の男女別・死亡者との続柄別・年齢階級別の内訳を示したものである。まず2010年をみると、遺族年金受給者の受給者数は441.8万人であり、その97.9%(432.4万人)は女性の遺族配偶者(妻)であった。また、女性遺族配偶者の85.0%(367.6万人)は65歳以上の高齢者であり、65歳未満の女性遺族配偶者の49.7%(32.2万人)は60～64歳であった。60歳未満の女性遺族配偶者は32.6万人で、女性遺族配偶者全体の7.5%、遺族年金受給者全体の7.4%をそれぞれ占めていた。

次に2015年をみると、遺族年金受給者の受給者数は503.8万人であり、その97.8%(492.9万人)は女性の遺族配偶者であった。また、女性遺族配偶者の89.8%(442.5万人)は65歳以上の高齢者であり、65歳未満の女性遺族配偶者の47.0%(23.7万人)は60～64歳であった。60歳未満の女性遺族配偶者は26.7万人で、女性遺族配偶者全体の5.4%、遺族年金受給者全体の5.3%をそれぞれ占めていた。なお、2014年度から男性の遺族配偶者に対しても遺族基礎年金が給付されるようになったが、60歳未満の男性遺族配偶者で実際に遺族基礎年金を受け取っているのはわずか1千人程度(遺族年金受給者全体の0.1%)であった。

いずれにせよ、遺族年金受給者のほとんどは女性の遺族配偶者であり、それ以外の観測値数は寡少であるため、これ以降は分析対象を女性の遺族配偶者に限定している。

²⁴ 「遺族年金受給者実態調査」で把握可能なのは遺族基礎年金および遺族厚生年金の受給額のみである。したがって、他の種類の年金を併給していたとしても、その受給額はおろか受給の有無すら把握することができない。本稿の分析対象は60歳未満であるため、老齢年金や障害年金との併給は生じないが、遺族共済年金と併給している可能性は残る。例えば、死亡者が共済年金に25年以上、かつ厚生年金に短期間加入していた場合、「遺族年金に受給者実態調査」で把握できる年金額がごくわずかであっても、実際には遺族共済年金を十分に受け取っている可能性がある。

²⁵ 2015年調査のサンプルサイズが2010年調査の半分程度しかないが、これは60歳未満の女性遺族配偶者の受給者が2割近く減っていることに加え、「遺族年金受給者実態調査」のサンプリング方法が変わったためである。

②遺族年金受給者の就業率

図 1: 女性遺族配偶者の遺族年金受給者と女性全体の就業率の比較(年齢階級別)

図 1 は、女性遺族配偶者の遺族年金受給者の就業率を年齢階級別に集計し、労働力調査から得られる女性全体の年齢階級別就業率と比較したものである。

まず、周知のように女性全体の就業率は年々上昇しているが、遺族年金受給者の就業率も同様の傾向にあり、全ての年齢階級において 2010 年の就業率より 2015 年の就業率の方が高い。また、遺族年金受給者の就業率は 50 歳代前半までは女性全体の就業率よりも高い水準(2010 年は概ね 70%台後半、2015 年は 80%台前半)で推移するが、50 歳代後半になると急速に低下して女性全体の就業率と同程度の水準となる。

遺族年金受給者の就業率がこのような傾向を示す理由としては、次の二つの可能性が考えられる。

第一の可能性は、子がいるほど就業する確率が高くなる可能性である。一般に、子の存在は女性の就労を抑制するが〔岸(2011)、p.115-118〕、一人親世帯の場合は自身が家計の唯一の担い手となることから、二人親世帯の母親よりも就業率が高い(図 2)。遺族年金受給者も、遺族年金によってある程度の所得が保障されるとはいえ、同様の状況にあることは十分に考えられる。その場合、若くして遺族年金受給者となった人は子のいる場合が多い(表 2)ので就業率が高く、一方で 50 代後半の遺族年金受給者のほとんどは子がいないので(子が大きくなって独立した場合も含まれる)、就業率が低くなる、ということになる。

表 2: 女性遺族配偶者の遺族年金受給者数(子の有無別、年齢階級別)

図 2: 女性の就業率(子の有無別、年齢階級別)

第二の可能性は、死別による受給権発生時に非就業であった場合、年齢が上がるほど就業に復帰するのが難しくなるという可能性である。50 歳代後半の遺族年金受給者の約半数(2010 年は 53.5%、2015 年は 40.1%)は 50 歳以降に遺族年金受給者となった人であるが、その中に年齢が高くて就業復帰が難しいケースが多数含まれていれば、それにより 50 歳代後半の遺族年金受給者の就業率が押し下げられる。

このように、遺族年金受給者の就業率の特徴を規定する背景要因としては、複数の可能性が考えられる。この点については、就業の有無に関する回帰分析の推定結果に基づいて改めて検討を行いたい。

③遺族年金受給者の就業形態、年間就労収入

本稿の分析の焦点は、遺族年金受給者の就業の有無にあるが、就業の実態を把握するにはその内容についても検討することが不可欠である。そこで、就業している遺族年金受給者の就業形態別割合と(非就業者も含む)遺族年金受給者の年間就労収入を年齢階級別に集計し、それぞれ表 3、表 4 に示した。その結果、まず就業形態については、どの年齢階級でも非正規雇用率が高く、概ね 60~70%程度であることが分かった。また、(非就業者も含む)遺族年金受給者の年間就労収入も低水準にあり、100 万円未満(就労収入なしを含む)が全体の約 5 割を、200 万円未満まで範囲を広げると全体の約 8 割を占めるという結果が得られた。

表 3: 就業している遺族年金受給者(女性遺族配偶者)の就業形態別割合

表 4:遺族年金受給者(女性遺族配偶者)の年間就労収入階級別割合

以上のように、50 歳代前半までの遺族年金受給者の就業率が女性全体に比べて高いとはいえ、非正規雇用率が高く、就労収入は低い。続く回帰分析は就業の有無に焦点を当てたものとなるが、その解釈に当たってはこの点に十分留意する必要がある。

(2) 回帰分析の結果

就業の有無に関するロジットモデルの推定結果は表 5 の通りである。なお、各変数の基本統計量は表 6 に示している。

表 5:就業の有無に関するロジットモデルの推定結果

表 6:基本統計量

主要な説明変数について確認していくと、まず年齢と年齢の二乗項の係数はそれぞれ有意に正、負であった。推定値から計算すると、40 歳代半ば前後(2010 年は 47 歳、2015 年は 43 歳)で最も就業率が高く、それを過ぎると加速度的に就業率が低下することが分かる。

有子ダミーの係数については、2010 年は有意に正で、オッズ比は 1.4 であったが、2015 年は有意でなかった。2010 年と 2015 年で推定結果が異なるのは、実際に傾向が変わったためであるとも考えられるが、後述するように 2015 年調査では 60 歳未満かつ無子の女性遺族配偶者の有効回答数が大幅に減少しており、その影響も否定できない。

受給権発生時の年齢の係数は有意に負であった。すなわち、受給権発生時の年齢が高いほど就業率が有意に低いということである。推定結果から受給権発生時の年齢別に調査時の就業率の予測値(調整済み平均)を計算したところ、受給権発生時の年齢が上がるにつれて加速度的に就業率が低下し、20 歳から 25 歳に上がると就業率は 2010 年調査で 2.3%ポイント、2015 年調査で 2.1%ポイント低下すること、また、受給権発生時の年齢が上がるにつれて就業率の低下幅が大きくなり、受給権発生時の年齢が 55 歳から 60 歳に上がったときは就業率が受給権発生時の年齢が 20 歳から 25 歳に上がると 5.0%ポイント、2015 年調査で 4.0%ポイント低下するという結果が得られた。

受給権発生時の就業の有無の係数は有意に正であり、オッズ比は 2010 年が 5.2、2015 年が 6.2 であった。また、推定結果から受給権発生時の就業の有無別の調査時の就業率の予測値(調整済み平均)を計算したところ、受給権発生時に就業していた人の調査時の就業率は、受給権発生時に非就業であった人よりも 2010 年調査で 33.0%ポイント、2015 年調査で 33.4%ポイント高いという結果が得られた。

また、受給権発生時の年齢と就業の有無別に計算した就業率の予測値(調整済み平均)を計算したところ、受給権発生時の年齢が上がるほど、受給権発生時の就業の有無による就業率の差は大きくなり、受給権発生時に 50 歳代かつ非就業であった場合の調査時における就業率は 50%を下回るという結果となった(図 3)。

図 3:受給権発生時の非就業・就業別の調査時における就業率の予測値

その他の説明変数については、2010年調査では遺族年金受給額の係数が有意に負、持ち家ダミーの係数が有意に正であると推定されたが、2015年調査ではいずれも有意ではなかった。また、親同居ダミーの有意な影響も観察されなかった。

5. 考察

以上の分析結果について、若干の考察を加えたい。

まず、遺族年金受給者の就業率は50歳代後半に大幅に低下するが、これは50歳以降に死別して遺族年金受給者となった人の就業率が低いこと、とりわけ死別時に非就業であった人の就業率が低いことに起因していると考えられる。死別した年齢が上がるほど就業率が下がる背景には、一般的な退職年齢に近づくほど就業復帰の意欲や必要性が低下することや、離職期間が長くなるほど能力的にも心理的にも新たに仕事に就くためのハードルが上がる可能性があると考えられる。

一方、若い遺族年金受給者の就業率が女性全体よりも高い水準にあるのは、もともとの就業率が高いからではない。受給権発生時の就業率はむしろ低いが、受給権発生後に就業復帰する人が多いからである。図4は受給権発生前後の就業の変化を示したものであるが、特に顕著なのは受給者発生時の年齢が35歳未満の場合で、受給権発生前の就業率が60%を下回るにも関わらず受給権発生後の就業率が80%を超えている。

図4: 女性遺族配偶者の遺族年金受給権発生前後の就業の変化

このように、若い遺族年金受給者の就業率が高いのは、死別後に就業復帰する人が多いためであるが、このことはもともと専業主婦であった人が期せずして就業復帰することを意味する。とりわけ、若い遺族年金受給者の多くは子育て中であり、夫との死別を機に子育てと稼働を一手に担わざるを得なくなる。なかにはかなりの無理をして就業復帰している人がいる可能性があり、加えて非正規雇用率が高く就業収入は低いことに留意する必要がある²⁶。

ただし、就業選択に対する子の有無の影響について、本研究の回帰分析では確定的な結果が得られなかった。2010年の分析では子がいる人ほど就業率が有意に高いという結果が得られたが、2015年の分析では子の有無による有意な影響が観察されなかった。これは、5年の間に実態が変わったためであるとも考えられるが、2015年調査では60歳未満かつ無子の女性遺族配偶者の有効回答数が大幅に減少しており、その影響も否定できない(表7)。いずれにせよ、若齢で無子の女性遺族配偶者に対する給付の在り方は、遺族年金の見直しに関する主要な論点である。2020年に実施予定の次回の「遺族年金受給者実態調査」では、60歳未満かつ無子の女性遺族配偶者の有効回答数が十分に確保されるようにサンプリングが見直され、就業選択に対する子の有無の影響が十分な形で把握できるようになることを期待したい²⁷。

表7: 子の有無別・年齢階級別の回答数(女性・配偶者)

²⁶ 就業率が高い一方で非正規雇用率が高く就業収入が低いという傾向は、母子家庭全般についても見られることが明らかにされている〔周(2014)など〕。

²⁷ 同時に、男女差も主要な論点である以上、次回調査では男性の有効回答数も十分に確保されることが望ましい。また、遺族年金以外の年金や各種手当の受給額についても把握できるようになると良い。

6. おわりに

本研究では、遺族年金制度の見直しに関する議論に資するべく、厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2010、15年)の個票データを用い、遺族年金受給者(60歳未満の女性遺族配偶者)の就業実態に関する分析を行った。

まず基礎集計からは、次の2点が明らかになった。第一に、遺族年金受給者の就業率は50歳代前半までは女性全体の就業率よりも高い水準(2010年は概ね70%台後半、2015年は80%台前半)で推移するが、50歳代後半になると急速に低下して女性全体の就業率と同程度の水準となる。第二に、50歳代前半までの遺族年金受給者の就業率が女性全体に比べて高いとはいえ、非正規雇用率が高く、就労収入は低い。

また、就業の有無に関する回帰分析の主な結果は次の3点である。第一に、受給権発生時の年齢が高いほど就業率は有意に低い。第二に、受給権発生時に就業していた人は、非就業であった人に比べて、調査時の就業率が約33%ポイント高い。第三に、受給権発生時の年齢が上がるほど、受給権発生時の就業の有無による調査時の就業率の差は拡大し、受給権発生時に50歳代かつ非就業であった場合の調査時における就業率は50%を下回る。

以上の分析結果を踏まえると、遺族年金受給者の就業率が50歳代後半に大幅に低下するのは、50歳以降に死別して遺族年金受給者となった人の就業率が低いこと、とりわけ死別時に非就業であった人の就業率が50%を下回ることに起因していると考えられる。一方、若い遺族年金受給者の就業率が女性全体よりも高い水準にあるのは、もともとの就業率が高いからではなく、非就業であった人の新規就業率が高いからである。これはもともと専業主婦であった人が期せずして就業復帰することを意味し、とりわけ子育て中の場合は無理をして就業復帰している人がいる可能性がある。また、非正規雇用率が高く就労収入は低いことに留意する必要がある。

本稿の冒頭で述べたように、遺族年金は、女性の就労の一般化や夫婦共働き世帯の増加といった社会の変化に合わせた制度の見直しが求められるようになってきている。しかし、遺族年金受給者の就業率の高さだけで政策の方向性を判断することはできず、就業や生活の実態を十分に踏まえながら慎重に検討していく必要がある。そのためにも、遺族年金受給者、とりわけ政策上の論点である子のない若齢の女性遺族配偶者の実態について、次回の「遺族年金受給者実態調査」で十分に把握する必要があることを、改めて指摘しておきたい。

参考文献

OECD (2018), *OECD Pensions Outlook 2018*, OECD publications.

江口隆裕 (2016) 「社会の変化と遺族年金のあり方」『社会保障研究』Vol.1, No.2, pp.461-464。

笠木映里・嵩さやか・中野妙子・渡邊絹子 (2018) 『社会保障法』有斐閣出版。

菊池馨実 (2016) 「遺族年金制度の課題と展望」『社会保障研究』Vol.1, No.2, pp.354-369。

菊池馨実 (2018) 『社会保障法 第2版』有斐閣出版。

岸智子 (2011) 「女性の労働供給」三谷直紀編『労働供給の経済学』ミネルヴァ書房、第3章、pp.110-123。

厚生労働省 (2011) 「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書」。

厚生労働省 (2015) 「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(社会保障審議会年金部会、2015年1月21日)。

駒村康平 (2016) 「1985年以降の所得保障制度の動向——制度横断的分析試論」『社会保障研究』Vol.1,

No.2, pp.268-292。

坂口正之（2002）「わが国の遺族年金制度の形成と展開」『生活科学研究誌』Vol.1, pp.209-230。

周燕飛（2014）『母子世帯のワーク・ライフと経済的自立』労働政策研究・研修機構。

下野恵子（2017）「遺族年金、障害年金は非課税所得のままでよいのか——税・社会保障財政への影響、給付の公正から考える」『年金と経済』Vol.35, No.4, pp.17-24。

下野恵子・竹内滋子（2011）「遺族厚生年金の課税化による税・社会保険料収入増の試算——非課税所得と租税・社会保険料負担の公正性」『日本経済研究』No.65, pp.23-42。

堀勝洋（2017）『年金保険法〔第4版〕——基本理論と解釈・判例』法律文化社出版。

百瀬優（2017）「遺族年金の性格と今後のあり方」『週刊社会保障』Vol.71, No.2924, pp.40-45。

百瀬優・秋朝礼恵・嵩さやか・丸谷浩介・丸山桂・渡邊絹子（2017）『厚生労働行政推進調査事業費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究 平成28年度総括・分担研究報告書』

表 1: 男女別、死亡者との続柄別、年齢階級別の遺族年金受給者数

(単位: 万人)

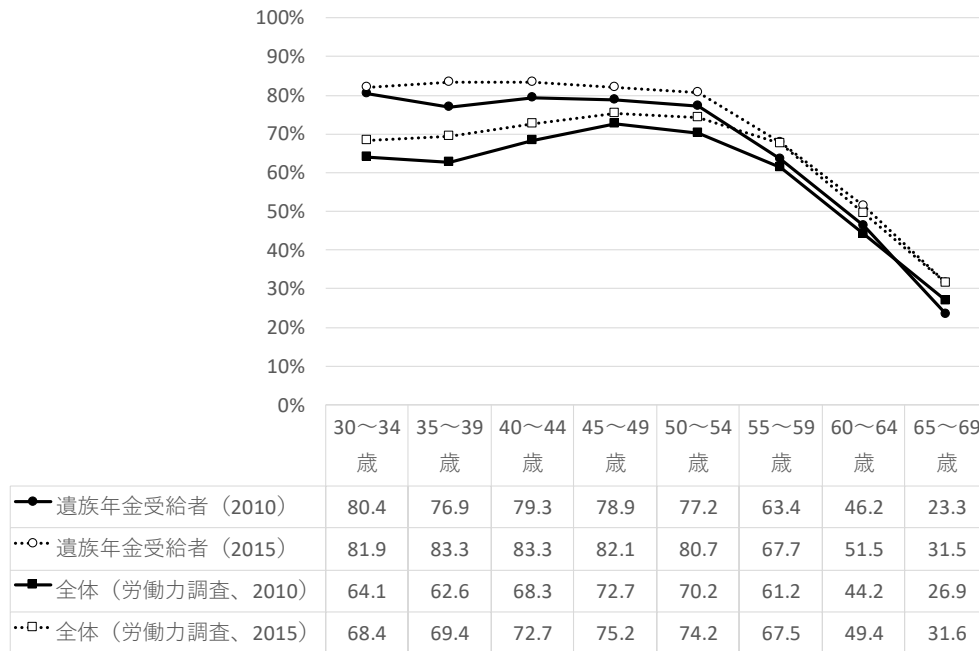
	2010年							2015年						
	男性			女性			計	男性			女性			計
	配偶者	親	計	配偶者	親	計		配偶者	親	計	配偶者	親	計	
30歳未満	-	-	-	0.1	-	0.1	0.1	0.0	-	0.0	0.1	-	0.1	0.1
30~34歳	-	-	-	0.4	-	0.4	0.4	0.0	-	0.0	0.3	-	0.3	0.3
35~39歳	-	-	-	1.2	-	1.2	1.2	0.0	-	0.0	0.9	-	0.9	0.9
40~44歳	-	-	-	2.5	-	2.5	2.5	0.0	-	0.0	2.3	-	2.3	2.3
45~49歳	-	-	-	4.7	-	4.7	4.7	0.1	-	0.1	4.0	-	4.0	4.1
50~54歳	-	-	-	7.8	-	7.8	7.8	0.1	-	0.1	7.0	-	7.0	7.0
55~59歳	-	-	-	15.9	-	15.9	15.9	0.0	-	0.0	12.1	-	12.1	12.2
60~64歳	0.6	0.0	0.6	32.2	0.1	32.3	32.9	0.9	0.1	0.9	23.7	0.2	23.9	24.8
65~69歳	0.2	0.0	0.2	44.6	0.1	44.8	45.0	0.8	0.2	1.0	46.5	0.3	46.8	47.8
70歳以上	4.1	0.6	4.7	322.9	3.7	326.6	331.3	5.0	0.7	5.8	396.0	2.5	398.4	404.2
計	4.9	0.6	5.5	432.4	4.0	436.4	441.8	7.0	1.0	8.0	492.9	2.9	495.8	503.8

(注 1) 「・」は支給対象外。四捨五入の関係で総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

(注 2) 遺族共済年金のみの受給者、死亡者との続柄が「子」および「孫」の受給者は「遺族年金受給者実態調査」の調査対象外である。また、死亡者との続柄が「祖父母」の場合は調査対象から除外されていないが、サンプル中に存在しなかった。

(出所) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2010、15年) 個票データより筆者集計。

図 1: 女性遺族配偶者の遺族年金受給者と女性全体の就業率の比較(年齢階級別)



(注) 30歳未満は観測値数が寡少であるため省略している。

(出所) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2010、15年) 個票データ、総務省「労働力調査」より筆者作成。

表 2: 女性遺族配偶者の遺族年金受給者数(子の有無別、年齢階級別)

(単位: 万人)

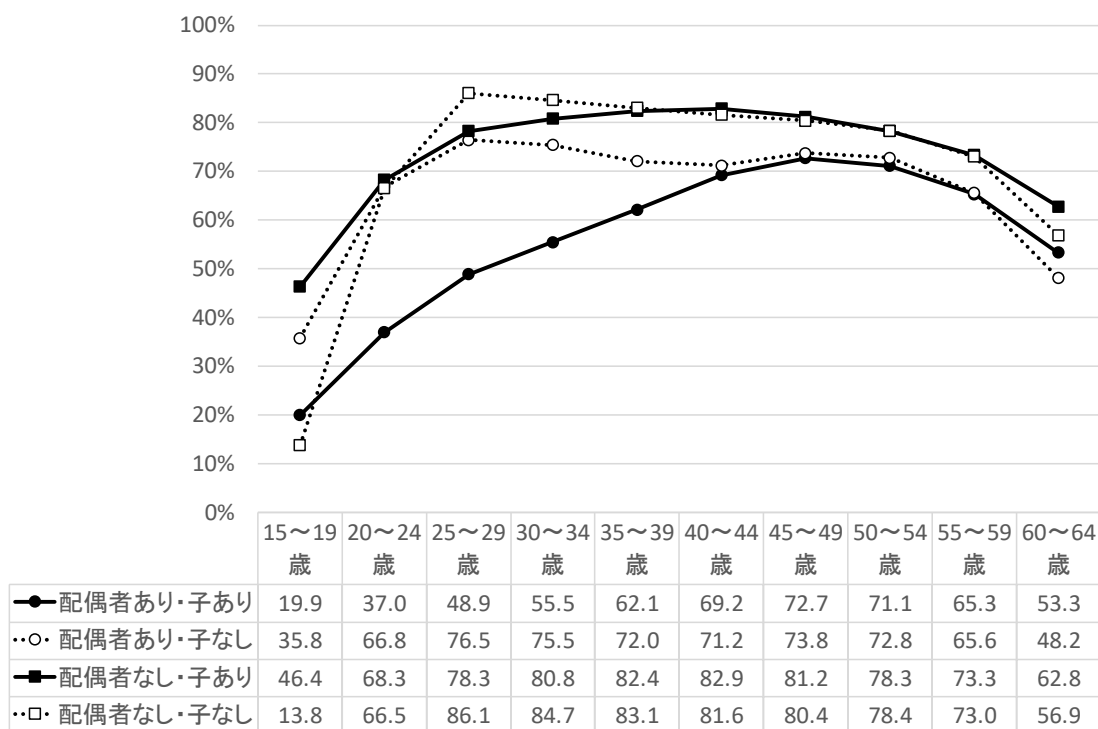
年齢階級	調査時の子の有無別						受給権発生時の子の有無別		
	2010年			2015年			2015年		
	有子	無子	計	有子	無子	計	有子	無子	計
30歳未満	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1
30～34歳	0.4	0.1	0.4	0.3	0.1	0.3	0.3	0.1	0.3
35～39歳	1.1	0.2	1.2	0.8	0.1	0.9	0.8	0.1	0.9
40～44歳	2.1	0.4	2.5	1.9	0.4	2.3	1.9	0.3	2.3
45～49歳	2.6	2.0	4.7	2.5	1.5	4.0	3.2	0.8	4.0
50～54歳	1.4	6.4	7.8	1.8	5.2	7.0	4.5	2.4	7.0
55～59歳	0.4	15.5	15.9	0.5	11.6	12.1	5.1	7.1	12.1
60～64歳	0.0	32.1	32.2	0.1	23.7	23.7	6.3	17.4	23.7
65～69歳	0.0	44.6	44.6	0.1	46.4	46.5	4.4	42.1	46.5
70歳以上	0.3	322.6	322.9	0.1	395.9	396.0	4.2	391.8	396.0
計	8.4	424.0	432.4	8.1	484.8	492.9	30.8	462.1	492.9

(注 1)ここで「子」は、18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子、または20歳未満で障害等級1級または2級の子を指す。

(注 2)2010年調査では、受給権発生時の子の有無が識別できない。

(出所)厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2010、15年)個票データより筆者集計。

図 2: 女性の就業率(子の有無別、年齢階級別)



(注)ここで「子」は18歳未満の子を指す。

(出所)総務省統計局「国勢調査」(2015年)より筆者作成。

表 3: 就業している遺族年金受給者(女性遺族配偶者)の就業形態別割合

年齢階級	2010年					2015年				
	正規雇用	非正規雇用	自営業・その他	計	非正規雇用率	正規雇用	非正規雇用	自営業・その他	計	非正規雇用率
30～34歳	38.3	55.5	6.2	100.0	59.2	36.5	56.6	6.9	100.0	60.8
35～39歳	36.5	52.4	11.1	100.0	58.9	29.2	63.6	7.3	100.0	68.5
40～44歳	34.7	57.7	7.6	100.0	62.5	38.2	56.3	5.5	100.0	59.6
45～49歳	32.5	57.1	10.4	100.0	63.7	33.9	52.4	13.7	100.0	60.7
50～54歳	32.1	55.5	12.4	100.0	63.4	35.0	58.7	6.3	100.0	62.6
55～59歳	25.1	59.9	15.0	100.0	70.5	28.6	63.2	8.2	100.0	68.8
計	29.7	57.7	12.6	100.0	66.1	32.3	59.4	8.2	100.0	64.8

(注 1) 無回答を除く。また、30歳未満は観測値数が寡少であるため省略している。

(注 2) 非正規雇用率は、非正規雇用者数を正規雇用者数と非正規雇用者数の合計値で除した値である。

(出所) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2010、15年) 個票データより筆者推計。

表 4: 遺族年金受給者(女性遺族配偶者)の年間就労収入階級別割合

(a) 2010年 (単位: %)

年齢階級	収入なし	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600～850万円未満	850万円以上	計
30～34歳	19.3	27.2	33.5	14.2	3.8	1.3	0.6	0.0	0.0	100.0
35～39歳	23.5	20.4	28.8	12.3	9.5	3.0	1.7	0.7	0.0	100.0
40～44歳	19.5	26.0	30.6	13.4	6.0	2.3	1.6	0.6	0.0	100.0
45～49歳	18.1	21.9	31.8	14.8	5.9	3.1	1.8	2.2	0.4	100.0
50～54歳	19.0	25.3	29.3	14.1	6.3	2.6	1.5	1.8	0.1	100.0
55～59歳	30.3	27.8	25.0	8.7	3.5	1.8	1.5	1.1	0.4	100.0
計	24.6	25.9	27.7	11.4	4.9	2.2	1.6	1.4	0.3	100.0

(b) 2015年 (単位: %)

年齢階級	収入なし	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500～600万円未満	600～850万円未満	850万円以上	計
30～34歳	13.9	44.0	25.7	13.4	1.7	0.4	0.0	0.9	0.0	100.0
35～39歳	20.6	33.5	25.7	10.3	4.3	3.7	1.9	0.2	0.0	100.0
40～44歳	15.8	27.9	30.6	13.8	7.2	2.7	1.5	0.5	0.0	100.0
45～49歳	14.4	22.4	34.8	12.0	10.4	2.6	2.4	0.8	0.2	100.0
50～54歳	16.3	27.7	27.8	16.7	5.3	4.3	0.8	1.2	0.1	100.0
55～59歳	28.8	25.7	24.5	6.2	8.2	2.2	3.2	1.1	0.0	100.0
計	21.8	26.4	27.5	10.7	7.5	2.9	2.2	1.0	0.1	100.0

(注 1) 無回答を除く。ただし、調査時に就業で前年の就労収入が無回答の場合は、「収入なし」とみなしている。また、30歳未満は観測値数が寡少であるため省略している。

(注 2) 調査の前年の年間就労収入であり、本表の「収入なし」の割合と調査時点の非就業の割合は一致しない。

(出所) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2010、15年) 個票データより筆者推計。

表 5: 就業の有無に関するロジットモデルの推定結果

被説明変数：就業の有無	2010年		2015年	
	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比
年齢	0.385 *** [0.054]	1.470 [0.080]	0.307 * [0.131]	1.359 [0.178]
年齢（二乗項）	-0.004 *** [0.001]	0.996 [0.001]	-0.004 * [0.001]	0.996 [0.001]
有子ダミー	0.334 ** [0.102]	1.397 [0.143]	0.056 [0.230]	1.057 [0.244]
受給権発生時の年齢	-0.048 *** [0.006]	0.953 [0.006]	-0.043 ** [0.017]	0.958 [0.016]
受給権発生時の就業の有無（有=1、無=0）	1.641 *** [0.071]	5.163 [0.367]	1.817 *** [0.196]	6.151 [1.203]
遺族年金受給額（万円）	-0.002 ** [0.001]	0.998 [0.001]	0.000 [0.002]	1.000 [0.002]
親同居ダミー	0.095 [0.089]	1.100 [0.097]	0.106 [0.274]	1.112 [0.305]
持ち家ダミー	0.193 * [0.080]	1.212 [0.097]	-0.191 [0.215]	0.826 [0.178]
定数項	-6.580 *** [1.256]	0.001 [0.002]	-4.178 [2.906]	0.015 [0.045]
疑似決定係数	0.126		0.137	
サンプルサイズ	6,568		3,653	

(注 1) 有意水準: +0.1 * 0.05 ** 0.01 *** 0.001。括弧内は標準誤差。

(注 2) ここで「子」は、18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子、または20歳未満で障害等級1級または2級の子を指す。

(注 3) 遺族年金受給者のうち、60歳未満の女性遺族配偶者を対象とした分析である。

(注 4) 2015年の有子ダミーを調査時点の子の有無でなく受給権発生時の子の有無に変えても推定結果に大きな変化はなかった。

(出所) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2010、15年) 個票データより筆者推計。

表 6: 基本統計量

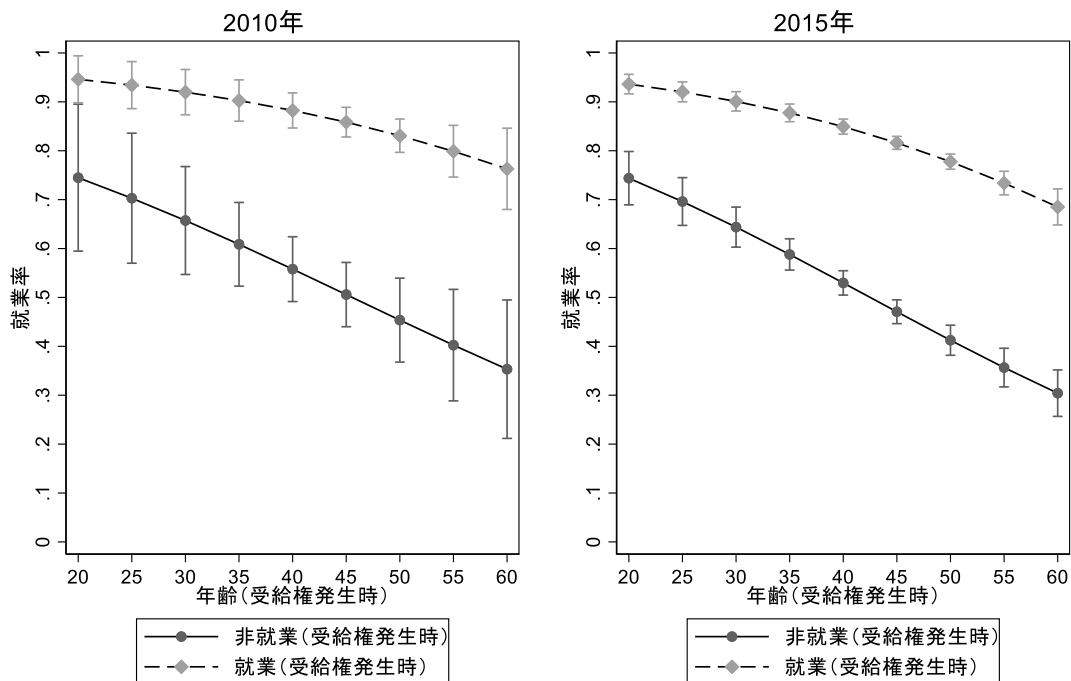
変数	2010年					2015年				
	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
就業の有無 (有=1、無=0)	6,568	0.710	0.454	0	1	3,653	0.755	0.430	0	1
年齢	6,568	52.3	6.5	21	59	3,653	52.2	6.3	20	59
有子ダミー	6,568	0.248	0.432	0	1	3,653	0.295	0.456	0	1
受給権発生時の年齢	6,568	44.3	8.1	19	59	3,653	44.3	8.0	18	59
受給権発生時の就業の有無 (有=1、無=0)	6,568	0.686	0.464	0	1	3,653	0.699	0.459	0	1
遺族年金受給額 (万円)	6,568	117.8	43.4	0.1	257.9	3,653	121.0	40.7	0.1	256.3
親同居ダミー	6,568	0.187	0.390	0	1	3,653	0.144	0.351	0	1
持ち家ダミー	6,568	0.780	0.414	0	1	3,653	0.749	0.434	0	1

(注 1) 平均値と標準偏差は、実際の分布に合わせて制度別・年齢階級別に重み付けされた値である。

(注 2) ここで「子」は、18 歳到達年度の末日 (3 月 31 日) を経過していない子、または 20 歳未満で障害等級 1 級または 2 級の子を指す。

(出所) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2010、15 年) 個票データより筆者集計。

図 3: 受給権発生時の非就業・就業別の調査時における就業率の予測値

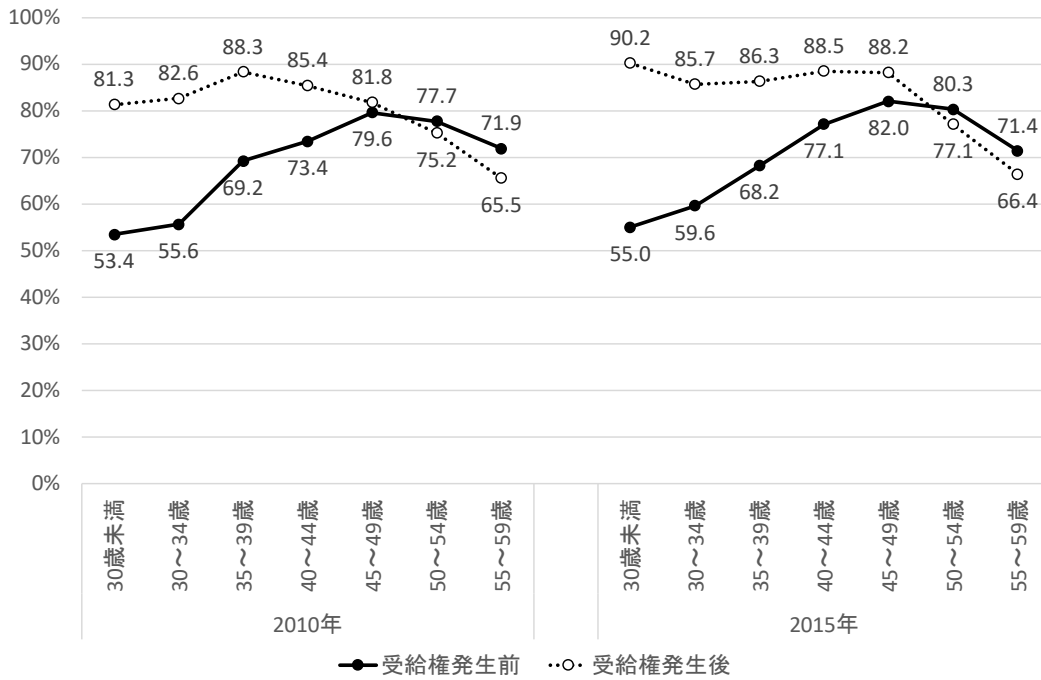


(注) 調整済み平均値。遺族年金受給者のうち、60 歳未満の女性遺族配偶者を対象とした分析である。

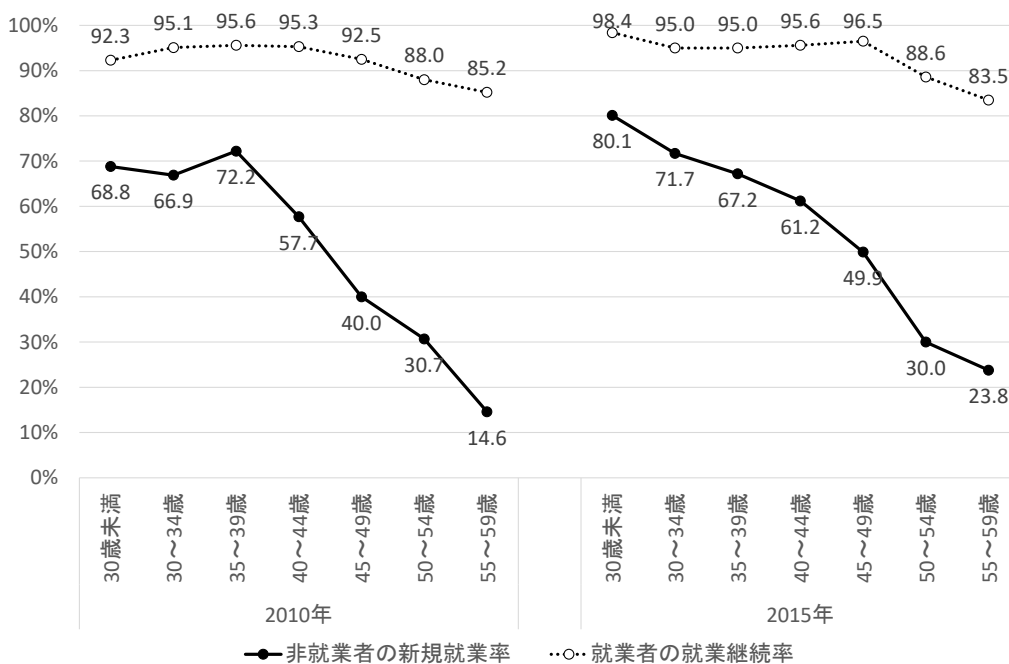
(出所) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2010、15 年) 個票データより筆者推計。

図 4: 女性遺族配偶者の遺族年金受給権発生前後の就業の変化

(a) 受給権発生前後の就業率の変化(受給権発生時の年齢階級別)



(b) 就業者の就業継続率および非就業者の新規就業率(受給権発生時の年齢階級別)



(注) 受給権発生日が調査時点の10年以上前である場合を除外して集計している。

(出所) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2010、15年) 個票データより筆者集計。

表 7:子の有無別・年齢階級別の回答数(女性・配偶者)

年齢階級	調査時の子の有無別					
	2010年			2015年		
	有子	無子	計	有子	無子	計
30歳未満	31	－	32	35	－	35
30～34歳	123	－	130	124	－	126
35～39歳	410	22	432	335	－	336
40～44歳	770	54	824	828	－	834
45～49歳	1,032	270	1,302	1,079	31	1,110
50～54歳	577	937	1,514	697	120	817
55～59歳	149	2,352	2,501	195	277	472
60～64歳	20	1,363	1,383	15	1,313	1,328
65～69歳	－	635	639	－	999	1,001
70歳以上	10	4,455	4,465	－	8,374	8,382
計	3,126	10,096	13,222	3,318	11,123	14,441

(注)ここで「子」は、18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子、または20歳未満で障害等級1級または2級の子を指す。

(出所)厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2010、15年)個票データより筆者推計。

【補論】女性遺族配偶者の遺族年金受給権発生前後の就業の変化

本論の補足として、女性遺族配偶者の遺族年金受給権発生前後の就業の変化に関する集計・回帰分析を行った。以下、その結果を概観する。

ここで用いるデータは、本論と同じく厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」の個票データであるが、使用するのは調査時点の子の有無が分かる 2015 年調査のデータのみである。また、ここで分析対象は、65 歳未満の女性遺族配偶者としている。

附図 1: 女性遺族配偶者の遺族年金受給権発生前後の就業の変化

附図1は、遺族年金の受給権発生前後の就業の変化を示したものである。本論の図 4 では受給権発生日が調査時点の 10 年以上前の場合を除外しているが、ここではその場合も含めて示している。(a)は受給権発生時の年齢階級別・受給権発生からの経過年数別、(b)は受給権発生時の年齢階級別・受給権発生時の子の有無別である。(a)の左側が、本論の図 4(b)に一致する。附図からは一概に言い難いが、遺族年金発生後に就業するかどうか(もともと就業していた場合は就業を継続するかどうか、また、非就業であった場合に新たに就業するかどうか)は、受給権発生から調査時点までの経過年数(すなわち、受給権発生の年次)や、受給権発生時における(18 歳未満の)子の有無に影響している可能性が考えられる。

附表 1: 基本統計量

附表 2: 女性遺族配偶者の遺族年金受給権発生前後の就業の変化に関するロジットモデルの推計結果

そこで、遺族年金の受給権発生後の就業の有無を被説明変数とするロジットモデル分析を行った。基本統計量は附表1、推定結果は附表 2 の通りである。

推定結果から得られた知見は以下の通りである。

- ・ 受給権発生時の年齢が上がるほど、受給権発生後の就業率は有意に低い。
- ・ 受給権発生時の調査年までの経過年数が長い(受給権発生年が昔である)ほど、受給権発生後の就業率は有意に低い。
- ・ 非就業であった人より就業していた人の方が、受給権発生後の就業率が有意に高い(オッズ比は、受給権発生時に子がいない場合は約 25~26、子がある場合は約 23~24)。
- ・ 受給権発生時に非就業であった場合、子がある方が、子がいない方より受給権発生時の(新規)就業率が有意に高い(オッズ比は約 2)。
- ・ 受給権発生時に就業していた場合は、子のある方が、子のない方より受給権発生時の就業(継続)率が有意に高いという傾向は観察されない。
- ・ 遺族年金の受給額が高いほど、受給権発生後の就業率は有意に低い。

以上の分析結果から得られる示唆は次の 3 点である。第一に、より最近に遺族年金を受給し始めた人ほど、死

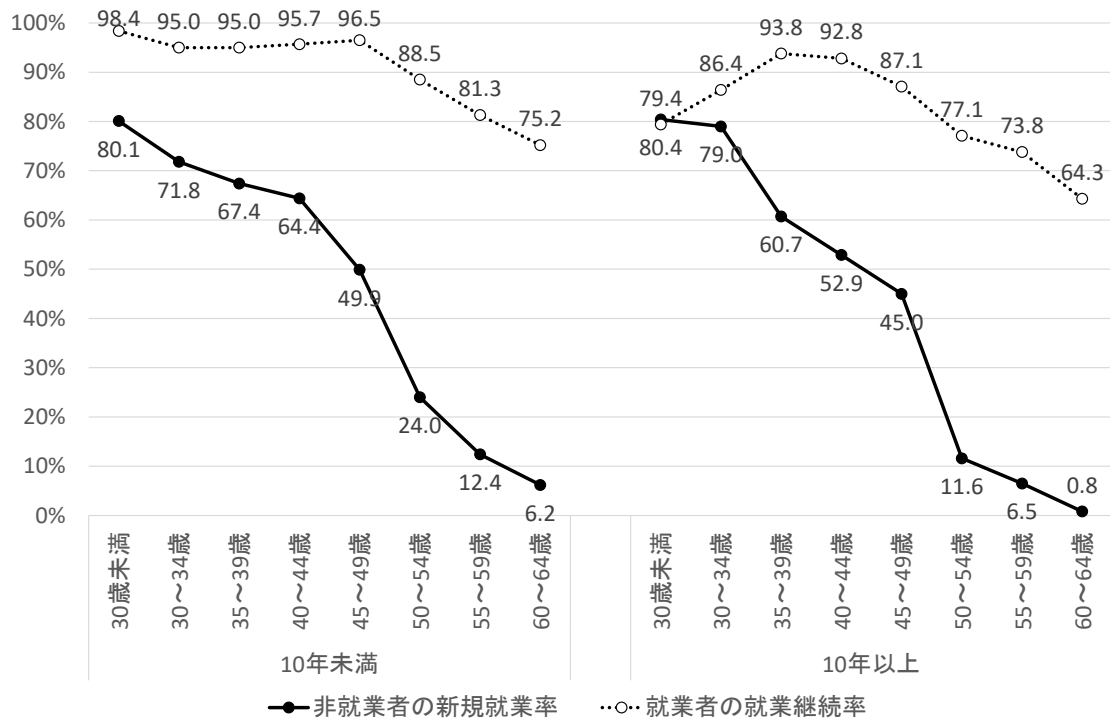
別後の就業継続率・新規就業率は高くなる傾向にある。現時点ではまだ十分に高い水準にあるとはいえないが、この傾向が今後も続けば、将来的には遺族年金の役割が縮小していくことが考えられる。

第二に、一般的には子の存在は就業を抑制する要因と考えられるが、もともと非就業であった遺族年金受給者の場合は、子のある人ほど新たに就業する確率が有意に高い。その背景には、子がある場合はその養育に費用がかかるため就業せざるを得なくなる人がいる一方、子のない場合はその必要性が無いことがあると考えられる。とはいえ、子の有無に関わらず、死別時に非就業であった者が新たに就業する確率は低水準であり、30歳代であっても5～6割程度に留まっている。遺族年金があることで就業意欲が阻害されている可能性も否定できない。しかし、日本の労働市場環境では、一定期間仕事をしていなかった女性が新たに就業することが難しいことを反映している可能性も考えられる。その場合、子のない遺族年金の有期化の対象年齢を現行の30歳未満から拡大することは、対象者の生活困窮に繋がるおそれもあり、慎重な検討が必要である。

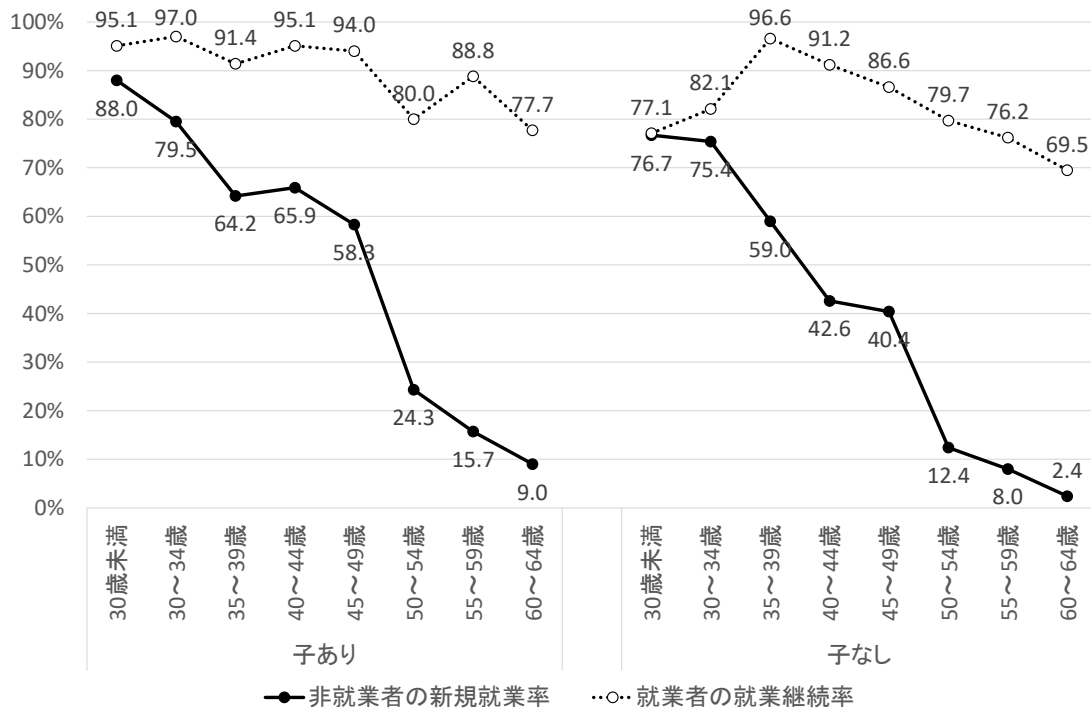
第三に、遺族年金の受給額が高いほど受給権発生後の就業率が有意に低い。遺族年金の受給額は就労収入に応じて減額されるような仕組みとはなっていないが、それでも遺族年金が就業を一定程度抑制する効果がある。ただし、そのような効果は、仮に受給額が10万円増えたとしても0.4%ポイント程度就業率が下がる程度であり、遺族年金の受給額が高いことによる就業の抑制効果は限定的である。

附図1:女性遺族配偶者の遺族年金受給権発生前後の就業の変化

(a) 受給権発生時の年齢階級別・受給権発生から調査時点までの経過年数別



(b) 受給権発生時の年齢階級別・受給権発生時の子の有無別



(出所)厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015年)個票データより筆者集計。

附表 1: 基本統計量

変数	観測値数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
受給権発生後の就業の有無 (有=1、無=0)	7,099	0.565091	0.49578	0	1
受給権発生時の年齢	7,099	53.04942	8.738146	18	64
受給権発生から調査年までの経過年数	7,099	17.79067	11.80725	0	61
受給権発生時の子の有無 (有=1、無=0)	7,099	0.158793	0.365509	0	1
受給権発生時の就業の有無 (有=1、無=0)	7,099	0.61066	0.487635	0	1
遺族年金受給額 (万円)	7,099	95.28111	48.52828	0.07	282.28

(注1) 平均値と標準偏差は、実際の分布に合わせて制度別・年齢階級別に重み付けされた値である。

(注2) ここで「子」は、18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子、または20歳未満で障害等級1級または2級の子を指す。

(出所) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2010、15年) 個票データより筆者集計。

附表 2: 女性遺族配偶者の遺族年金受給権発生前後の就業の変化に関するロジットモデルの推計結果

被説明変数：受給権発生後の就業の有無 (有=1、無=0)	モデル 1		モデル 2	
	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比
受給権発生時の年齢	-0.126*** [0.008]	0.882*** [0.007]	-0.127*** [0.008]	0.880*** [0.007]
受給権発生から調査年までの経過年数	-0.026*** [0.005]	0.974*** [0.005]	-0.027*** [0.005]	0.974*** [0.004]
受給権発生時の子の有無 (有=1、無=0)	0.705*** [0.196]	2.024*** [0.398]	0.714*** [0.195]	2.042*** [0.399]
受給権発生時の就業の有無 (有=1、無=0)	3.273*** [0.106]	26.387*** [2.804]	3.231*** [0.107]	25.311*** [2.709]
受給権発生時の子の有無 × 受給権発生時の就業の有無	-0.799*** [0.235]	0.450*** [0.106]	-0.804*** [0.234]	0.448*** [0.105]
遺族年金受給額 (万円)			-0.003** [0.001]	0.997** [0.001]
定数項	5.422*** [0.481]	226.333*** [108.826]	5.792*** [0.501]	327.649*** [164.310]
疑似決定係数	0.393		0.394	
サンプルサイズ	7099		7099	

(注 1) 有意水準: + 0.1 * 0.05 ** 0.01 *** 0.001。括弧内は標準誤差。

(注 2) ここで「子」は、18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子、または20歳未満で障害等級1級または2級の子を指す。

(注 3) 遺族年金受給者のうち、65歳未満の女性遺族配偶者を対象とした分析である。

(出所) 厚生労働省「遺族年金受給者実態調査」(2015年) 個票データより筆者推計。